**○復興庁告示第六十九号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（久慈市復興推進計画（認定番号岩手第十八号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社北日本銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目六番七号

**○復興庁告示第七十号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（一関市復興推進計画（認定番号岩手第十九号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

**○復興庁告示第七十一号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（一関市復興推進計画（認定番号岩手第十九号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　一関信用金庫
二　住所　岩手県一関市幸町五番五号

**○復興庁告示第七十二号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（塩竈市復興推進計画（認定番号宮城第三十七号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

**○復興庁告示第七十三号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（塩竈市復興推進計画（認定番号宮城第三十七号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

**○復興庁告示第七十四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（塩竈市復興推進計画（認定番号宮城第三十七号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

**○復興庁告示第七十五号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第三十八号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

**○復興庁告示第七十六号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第三十八号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　仙南信用金庫
二　住所　宮城県白石市沢端町一番四十五号

**○復興庁告示第七十七号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（岩沼市復興推進計画（認定番号宮城第三十八号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

**○復興庁告示第七十八号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（蔵王町復興推進計画（認定番号宮城第三十九号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

**○復興庁告示第七十九号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（蔵王町復興推進計画（認定番号宮城第三十九号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

**○復興庁告示第八十号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（山元町復興推進計画（認定番号宮城第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

**○復興庁告示第八十一号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（山元町復興推進計画（認定番号宮城第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

**○復興庁告示第八十二号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（山元町復興推進計画（認定番号宮城第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

**○復興庁告示第八十三号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（山元町復興推進計画（認定番号宮城第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社足利銀行
二　住所　栃木県宇都宮市桜四丁目一番二十五号

**○復興庁告示第八十四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月三十一日付けで認定した復興推進計画（山元町復興推進計画（認定番号宮城第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年十一月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号